

財団法人佐賀県体育協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、財団法人佐賀県体育協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を佐賀県佐賀市日の出二丁目1番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、佐賀県における体育諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、体育スポーツの健全な普及発達を期し、本県スポーツの競技力向上と健康で生きがいのある県民生活に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育、スポーツの振興に関する基本方針及びその方策の審議確立に関する事業
- (2) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調に関する事業
- (3) スポーツ少年団の育成強化に関する事業
- (4) 各種体育大会、講習会等の開催、参加に関する事業
- (5) 国民体育大会に参加する競技者及び役員の選出に関する事業
- (6) 体育スポーツに関する調査研究及び宣伝啓発並びに指導奨励に関する事業
- (7) 体育功労者の表彰に関する事業
- (8) スポーツ施設の管理受託に関する事業
- (9) 公益財団法人日本体育協会との連絡協調に関する事業
- (10) 県その他関係機関の体育スポーツに関する施策への協力に関する事業
- (11) 県民スポーツ指導者の養成及び県民スポーツ振興に関する事業
- (12) 選手の競技力の向上及びコーチの育成に関する事業
- (13) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟対象団体)

第5条 本協会に加盟することができる団体（以下「加盟対象団体」という。）は、県下を統括する各競技別アマチュアスポーツ団体、郡又は市（町）を単位として活動している

体育団体（以下「郡市体育団体」という。）及び佐賀県内に事業所又は事業場を有する企業、組合、団体及び公共団体のうちスポーツクラブを有する団体（以下「職域体育団体」という。）並びに県を単位とする学校体育団体とする。

第6条 本協会の加盟団体は、正加盟団体及び準加盟団体とし、それぞれに関して必要な事項は理事会及び評議員会に諮って、理事長が別に定める。

2 本協会の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。この細則については別に定める。

（加盟）

第7条 本協会の加盟団体になろうとする対象団体は、理事長が別に定める加盟申込書により、理事長に申し込みをしなければならない。

2 加盟は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現員数及び評議員現員数の3分の2以上の同意を得て決定し、理事長が本人あて通知する。ただし、賛助会員については、この限りではない。

3 加盟団体は、加盟団体規程に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

（脱退）

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、理事長が別に定める脱退届を理事長に提出し、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現員数及び評議員現員数の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 加盟団体が、加盟対象団体でなくなったとき又は理事長が加盟団体として不相当と認めるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現員数及び評議員現員数の3分の2以上の同意を経て、これを脱退させることができる。

第4章 財産及び会計

（財産の構成）

第9条 本協会の財産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 財産から生ずる果実
- (3) 加盟団体の負担金
- (4) 補助金及び交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付された財産及び賛助会費
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第10条 本協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録記載の基本財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会及び評議員会において運用財産から基本財産に編入することを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第11条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便局又は銀行への定期預金、信託会社への信託、国公債等確実な有価証券を購入する等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第12条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その一部に限り、処分し、又は担保に供することができる。

(基金又は積立金)

第13条 本協会は、理事会及び評議員会の議決を経て、特別の目的のための基金又は積立金を設けることができる。

2 前項の基金又は積立金は、その目的のため必要に応じ、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を得て、処分することができる。

3 第1項の基金又は積立金は、必要に応じ理事会及び評議員会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

(経費の支弁)

第14条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第15条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第16条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第17条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を経て、その会計年度終了後3か月以内に教育委員会に報告しなければならない。

2 本協会の決算に剰余金があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第18条 予算で定めるものを除くほか、本協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、借入金（その会計年度の収入をもって償還する一次借入金を除く。）について準用する。

(会計年度)

第19条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員、会長、名誉会長、顧問及び参与

(役員の種類及び定数)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以内
- (2) 監事 3人

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事は、加盟団体及び学識経験者のうちから評議員会で選任する。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

3 常務理事は、理事長が理事会の承認を得て理事の中から選定する。

- 4 監事は、評議員会で選任する。
- 5 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(役員の職務)

第22条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、会務を掌理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、本協会の業務を議決し執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は教育委員会に報告すること。

(役員の任期)

第23条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第24条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第25条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員（理事長については、非常勤のものも含む。）は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会（及び評議員会）の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長及び副会長)

第26条 本協会に、代表権を有しない任意の機関として、会長1人、副会長若干人を置く。

- 2 会長及び副会長は、評議員会で推挙し、理事会の同意を得て、理事会で選任する。
- 3 会長は、本協会の儀礼的行為を行うほか、理事会に出席して意見を述べるとともに、本協会の事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位に従い、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、本協会は、会長及び副会長に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は、役員の場合に準じる。

(名誉会長、顧問及び参与の選任等)

第27条 本協会に、代表権を有しない任意の機関として、名誉会長1人、顧問及び参与を若干人置くことができる。

- 2 名誉会長は、評議員会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第28条 名誉会長は、本協会の事業及び運営に関して、意見を述べることができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じる。
- 3 参与は、理事長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるすることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、本協会は、名誉会長、顧問及び参与に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は、役員の場合に準じる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 借入金に関すること。
- (3) 財産の処分に関すること。

- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他理事長が必要と認める事項。

(開 催)

第 3 1 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上からの会議の目的事項を示して書面により請求のあったとき。

(招 集)

第 3 2 条 理事会は、理事長が招集する。

(議 長)

第 3 3 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 3 4 条 理事会は、理事現員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 3 5 条 理事会の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 3 6 条 理事の代理は認めない。ただし、当該議事について書面をもって表決することができる。この場合においては、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、

押印をしなければならない。

(執行理事会)

第38条 本協会に、理事会の議決を経て、執行理事会を置くことができる。

- 2 理事長は、職務執行上必要と認めるときは、執行理事会を招集することができる。
- 3 執行理事会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第39条 本協会に、評議員を置く。

- 2 評議員は、各加盟団体がそれぞれ選出した代表者1人をあてる。
- 3 評議員は、理事又は監事に就任したときは、評議員の資格を失う。
- 4 評議員の変更があったときは、すみやかに変更届を提出するものとする。

(評議員会)

第40条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の開催については、第31条の規定を準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 3 評議員会は、理事長が招集し、その議長は評議員の互選による。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び予算についての事項
 - (2) 事業報告及び決算についての事項
 - (3) 財産目録（貸借対照表）についての事項
 - (4) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事長が必要と認めた事項
- 5 評議員会については、第34条から第37条までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第8章 佐賀県スポーツ少年団

(設置)

第41条 第4条第3号に規定する事業及びこれに関連する事業を実施するために佐賀県スポーツ少年団を置く。

- 2 佐賀県スポーツ少年団に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 専門委員会

(設置等)

第42条 本協会に、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、寄附行為第4条各号の事業に関する専門的事項を処理する。ただし、寄附行為第4条第3号に掲げる事業を除く。
- 3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現員数及び評議員現員数の3分の2以上の同意を経、かつ、教育委員会の承認を得なければ変更することができない。

(法人の解散)

第44条 本協会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事全員の同意を経、かつ教育委員会の許可を受けて、本協会と類似の目的を有する佐賀県内の公益法人又は地方公共団体に寄付するものとする。

第11章 事務局及び施設局

(設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局及び施設局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を、施設局には施設局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、施設局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び施設局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12章 補 則

(全国組織への加盟)

第47条 本協会は、公益財団法人日本体育協会に加盟する。

(委 任)

第48条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に変更前の寄附行為第20条第2項の会長の職にある理事は理事としての身分を失い、同項の副会長の職にある理事はその任期が満了するまで、なお理事として権利義務を有する。